**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により７番　岡崎　晋議員、８番　大宜見洋文議員を指名します。

**日程第２．議長諸般の報告**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第２．議長諸般の報告を行います。議員からは議員提出案件として、発議第３号　南風原町議会議員の請負の状況の公表に関する条例１件と各常任委員長から付託議案の委員会審査報告書と、総務民生常任委員長より陳情審査報告書、経済教育常任委員長から閉会中の継続審査の申出書が提出されております。次に、決議第６号　閉会中の議員派遣についてもそれぞれ後刻別紙議事日程のとおり議題といたします。以上をもって諸般の報告といたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから議案の上程に入ります。

**日程第３．議案第46号　南風原町立学校適正規模等検討審議会設置条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第３．議案第46号　南風原町立学校適正規模等検討審議会設置条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　おはようございます。それでは経済教育常任委員会の報告をいたします。議案第46号　南風原町立学校適正規模等検討審議会設置条例　審査の経過　本案は、９月６日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。９月15日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。執行部から関係部署の班長で構成されるワーキング部会を４回、部長、課長で構成される部会を４回、審議会を４回開催する予定であると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第46号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第46号　南風原町立学校適正規模等検討審議会設置条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第４．議案第47号　南風原町下水道事業審議会設置条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第４．議案第47号　南風原町下水道事業審議会設置条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　それでは報告いたします。議案第47号　南風原町下水道事業審議会設置条例　審査の経過　本案は、９月６日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。９月15日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第47号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第47号　南風原町下水道事業審議会設置条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第５．議案第48号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第５．議案第48号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　それでは報告いたします。議案第48号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について報告いたします。審査の経過　本案は、９月６日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。９月15日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第48号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第48号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第６．議案第50号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第３号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第６．議案第50号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第３号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　それでは議案第50号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第３号）　審査の経過　本案は、９月５日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、13日に教育部生涯学習文化課、教育総務課、学校教育課、経済建設部まちづくり振興課、都市整備課、区画下水道課、産業振興課、総務部総務課、企画財政課、15日に民生部こども課、国保年金課の審査を行い、15日にまとめと採決を行いました。その審査の中で主な内容について６点報告いたします。１点目、予算書19ページ、学校給食費保護者等負担金について。学校給食費を今回の補正で２か月分追加免除し、10月から２月分までの５か月間の免除になると説明がありました。２点目、予算書22ページ、電話録音機使用料について。電話の通話を録音する機能で、1,250時間録音可能で回線は25回線である。導入理由は、町民からの質問内容等の取りこぼしや聞き取りミスを減らし業務改善につなげ、内容確認や振り返りなどにより、今後の住民サービスの向上と職員の資質向上であると説明がありました。３点目、予算書28ページ、産後ケア委託料について。令和５年度から産後ケア事業の対象者の見直しがあり、申請者が大幅増となっている。現在、町内の産後ケア事業は、予約がいっぱいで供給が追いついていないということを確認しました。４点目、予算書34ページ、備品購入費について。災害時の停電の際に避難所に、在宅で医療的ケアが必要な方が避難してきた場合等に使用するポータブル発電機10台の購入である。保健福祉課で把握している町内の在宅で医療的ケアが必要な方は９名、ポータブル発電機１台で人工呼吸器仕様の場合、約10時間使用可能であると説明がありました。５点目、予算書35ページ、公用車購入費について。主に心の相談員が子どもの登校支援や家庭訪問などで使用する車両５台分の追加購入であると説明がありました。６点目、予算書39ページ、壕管理委託料について。壕出入口付近のウレタン材の剝離は、公園事業も含め関係課と共有しながら老朽化等の対応をしていくと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第50号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第50号　令和５年度南風原町一般会計補正予算（第３号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第７．議案第51号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第７．議案第51号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　それでは議案第51号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）　審査の経過　本案は、９月５日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、15日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日にまとめと採決を行いました。予算書11ページ、国民健康保険システム改修委託料について。令和６年１月から施行予定の産前産後期間の国民健康保険免除に伴うシステム改修で、単胎妊娠の場合は、出産予定月の１か月前から出産日の翌々月までの４か月間、多胎妊娠の場合は、出産予定月の３か月前から出産月の翌々月までの６か月間の免除であると説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第51号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第51号　令和５年度南風原町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第８．議案第52号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第８．議案第52号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　それでは議案第52号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）　審査の経過　本案は、９月５日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、15日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第52号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第52号　令和５年度南風原町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第９．議案第53号　令和５年度南風原町下水道事業会計補正予算（第１号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第９．議案第53号　令和５年度南風原町下水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　それでは報告いたします。議案第53号　令和５年度南風原町下水道事業会計補正予算（第１号）　審査の経過　本案は、９月６日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。９月15日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第53号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第53号　令和５年度南風原町下水道事業会計補正予算（第１号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第10．議案第54号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第10．議案第54号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　それでは報告いたします。議案第54号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）　審査の経過　本案は、９月５日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。９月15日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第54号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第54号　令和５年度南風原町土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

**日程第11．認定第１号　令和４年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第11．認定第１号　令和４年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　それでは認定第１号　令和４年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定について　審査の経過　本案は、９月６日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、９月11日、12日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行いました。また14日の連合審査会において、経済教育常任委員会より審査報告を受け、15日にまとめと採決を行いました。結果として別紙意見５点を付してあります。意見を読み上げた後に審査の経過を報告いたします。

　認定第１号別紙意見　１点目、総務部総務課、税務課、民生部国保年金課。歳出、決算書、総務課36、37ページ、税務課34ページ、国保年金課47ページ、各課が多岐にわたりますので割愛いたします。各種事業において、労働者派遣委託契約する基準を明確にするように努めること。２点目、民生部保健福祉課。歳出、決算書40ページ、決算調書４ページ、７ページ、主要施策の成果に関する報告書90ページ、91ページ。３款１項２目、高齢者地域支援体制整備・評価事業。高齢者外出支援タクシー利用料金助成事業の要件を緩和し利用者拡充に努めること。３点目、経済建設部都市整備課。歳出、決算書56ページ、決算調書５～６ページ。８款２項２目、町道68号線（照屋橋）道路改良工事（３－１）。８款２項３目、照屋地内排水路整備工事、今後の橋梁の工事については、強度や流量だけではなく、浸水対策も含めて総合的に判断すること。４点目、経済建設部都市整備課。歳出、決算書58ページ、決算調書８～９ページ、主要施策の成果に関する報告書128ページ。８款４項３目、津嘉山中央線街路事業（２工区）。事業期間が長期化しないように努めること。５点目、教育部学校教育課。歳出、決算書60ページ、主要施策の成果に関する報告書31ページ。10款１項２目、英会話教育の充実事業。英語の学力が向上するように努めること。

　次に、報告事項を４点申し上げます。１点目、総務部総務課。歳出、決算書30ページ、決算調書20ページ。２款１項３目、庁舎設備等機能強化事業。ＺＥＢ化機能強化事業については、使用電力量が令和２年度87万キロワットアワー、令和４年度58万キロワットアワーとなり約29万キロワットアワーの削減になっていると説明がありました。２点目、民生部国保年金課。歳出、決算書47ページ、決算調書７ページ、主要施策の成果に関する報告書62ページ。４款１項２目、予防接種事業。子宮頸がん予防接種については、令和４年度より対象者とキャッチアップなど積極的勧奨をすることで接種率が高くなっていると説明がありました。３点目、経済建設部都市整備課。歳出、決算書58ページ、決算調書８～９ページ、主要施策の成果に関する報告書128ページ。８款４項３目、津嘉山中央線街路事業（２工区）。整備率は15％で、事業認可期間が令和６年度までになっているが、令和11年度まで延長する予定であることを確認した。４点目、教育部生涯学習文化課。歳出、決算書65ページ、主要施策の成果に関する報告書19ページ。10款５項１目、放課後子ども教室推進事業。新型コロナウイルス感染症が収束してきたため開催数が増えており、課題としては空き教室など場所の確保であることを確認しました。委員からは今後、利用人数が増えることが予想されるので、事業の充実を図ってほしいと要望がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で別紙意見を付して認定すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に認定第１号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第１号　令和４年度南風原町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

**日程第12．認定第２号　令和４年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第12．認定第２号　令和４年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　それでは認定第２号　令和４年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について　審査の経過　本案は、９月６日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、９月12日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、15日にまとめと採決を行いました。歳出、決算書82ページ、決算調書７ページ。１款１項１目、自動点検技術による診療報酬明細書等に係る内容点検サービス提供業務委託。令和３年度までは会計年度任用職員３名が目視で、約9,700枚のレセプト点検を行っていたが、令和４年度よりＡＩによるレセプト点検を行っている。令和３年度は1,049件、約120万円の返戻、令和４年度は1,219件、約90万円の返戻があった。返戻実績は16％上がったと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で認定すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に認定第２号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第２号　令和４年度南風原町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

**日程第13．認定第３号　令和４年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第13．認定第３号　令和４年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　それでは認定第３号　令和４年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について　審査の経過　本案は、９月６日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託され、９月12日に関係部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、15日にまとめと採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で認定すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に認定第３号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第３号　令和４年度南風原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

**日程第14．認定第４号　令和４年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第14．認定第４号　令和４年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　それでは報告いたします。認定第４号　令和４年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について　審査の経過　本案は、９月６日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。９月15日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。審査の内容につきまして報告いたします。執行部から、住居補償は一番長い方で９年、短い方は11か月、津嘉山ハイツでは７年前後が多いと報告がありました。また、予算額が50万円以上の業務を委託する場合は入札、さらに200万円以上の入札業者の選考は南風原町競争入札参加者資格審査委員会に付議しており、公平性は保たれていると説明がございました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは１点だけ質疑したいと思います。本会議でも質疑をさせていただきましたが、決算調書の１ページから３ページにかけて、そして同じく調書の８ページから10ページにかけて、入札結果工事結果についての表記がなされています。この指名入札に関する公共性、また随契等も幾つかありますけれども、やはり町内業者に対して、ご協力いただいているというのは十分理解しますが、結果的に同じ事業者名が複数並んでいるという状況です。これについて、入札の公平性についてしっかり説明――公平性については担保されていると委員長から報告ありましたけれども、それぞれ個別の事案についてどのような説明がなされたのか。どのように公平性を担保されているというふうに審査に至ったのか、そのあたりを少し補足してご説明いただきたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　それではお答えいたします。先ほど委員長報告のほうでも申し上げましたとおり、予算額が50万円以上の業務を委託する場合は入札、さらに200万円以上の入札業者の選考は南風原町競争入札参加者資格審査委員会に付議をしております。その文を見ても公平性は保たれていると説明がございました。また、随意契約となっているのは専門性が必要なためということも説明がございました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　ありがとうございます。今の委員長の説明でいくと、本会議でも指名委員会、副町長からも答弁いただきましたけれども、そこは私は理解できるんですね。今の委員長の報告でいくと、私は複数の工事で同じ業者が受注している。このことについて質疑をしたわけですけれども、個別の工事に関して入札結果報告書とかそういったものを示して全て結果を調査したわけではないと。個別の工事については説明はなかったと。そういう理解でよろしいですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　それではお答えいたします。資料等に関しましても提供はございませんでした。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時39分）

再開（午前10時40分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　すみません、追加で説明をさせていただきます。委員会の中でも決算調書の８ページ、10ページのほうで工事請負契約のほうでございますけれども、津嘉山北土地区画整理造成工事（３－４）と10ページ、１段目の（３－４）については１つの事業であると説明がございました。これに関しましては、契約の日が令和４年８月３日となっておりまして、時期のほうが空いていると。たまたま同じ業者が落札をしているとの説明がございました。先ほど申し上げましたが随意契約となっているのは専門性が必要なためであり、指名に関しましては指名委員会に諮ってできるのかどうか議論をして発注をしていると説明がございました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時41分）

再開（午前10時42分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　大変失礼いたしました。訂正をいたします。８ページの繰越明許の部分に関しましては、先ほど時期がずれていると申し上げましたが、繰り越して発注をしているということでございます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　委員長ありがとうございました。委員会では丁寧に審議していただいたというふうに理解しますけれども、是非執行部の皆さんにも、やはり本会議でも指摘をしていますので委員会のほうでも、要するに町民の皆さんから余計な疑いが生まれないようにしっかりと根拠を持って説明に臨んでいただきたいなというふうに申し上げて、委員長、終わります。答弁は結構です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に認定第４号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより認定第４号　令和４年度南風原町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

**日程第15．議案第55号　令和４年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第15．議案第55号　令和４年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。まず本案に関し、経済教育常任委員長の報告を求めます。石垣大志経済教育常任委員長。

**○経済教育常任委員長　石垣大志君**　それでは報告いたします。議案第55号　令和４年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について　審査の経過　本案は、９月６日の本会議に上程され、提案理由の説明を受け質疑を行った後、当委員会に審査を付託されたものであります。９月15日に担当部長、課長、職員の出席を求め審査を行い、同日まとめと採決を行いました。審査の内容につきまして３点報告いたします。１点目、本会議で質疑のあったセグメントについては、地方公営企業法施行規則第40条に基づき、農業集落排水事業と公共下水道事業それぞれの運営を記載しているものであると報告がありました。２点目、神里地区の農業集落排水施設の改修については、当初、沖縄振興交付金を活用する予定でありましたが、農村整備事業交付金に変更し、令和７年度にヒアリング、採択された場合は令和８年度から改修予定だと説明がありました。３点目、令和５年３月末時点で、公共下水道の接続可能人口割合は71.3％、接続人口割合が85.9％、農業集落排水の接続可能人口割合が98.2％、接続人口割合が82.9％、合わせると接続可能人口割合が71.9％、接続人口割合85.8％だと説明がありました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、挙手全員で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。次に議案第55号について討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第55号　令和４年度南風原町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決及び認定であります。本案は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、委員長の報告のとおり可決及び認定することに決定しました。

**日程第16．発議第３号　南風原町議会議員の請負の状況の公表に関する条例について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第16．発議第３号　南風原町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを議題とします。まず提出者から提案理由の説明を求めます。６番　大城雅史議員。

**○６番　大城雅史君**　それでは読み上げて提案いたします。

　発議第３号。令和５年９月29日。南風原町議会議長　赤嶺奈津江殿。提出者　南風原町議会議員　大城雅史、賛成者　南風原町議会議員　知念富信、新垣善之、石垣大志、大城勇太、照屋仁士、玉城陽平。南風原町議会議員の請負の状況の公表に関する条例　上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び南風原町議会会議規則第14条第２項の規定により提出します。提案理由　地方自治法の一部改正に伴い、南風原町議会議員と南風原町との間の同法第92条の２に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正な取扱いに関し必要な規定を定めたいことから、条例を制定する必要があるためとなっております。制定の主な内容といたしまして、条例の目的、請負に関する報告事項報告書に基づく報告事案の作成及び公表並びに保存及び閲覧等を記載しております。なお、この条例は、令和５年４月１日からの施行となっております。慎重なるご審議の上、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

　お諮りします。ただいま議題となっております発議第３号につきましては、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって発議第３号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから発議第３号　南風原町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

**日程第17．陳情第９号　南風原町におけるきょうだい同園の早期実現を求める陳情書**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第17．陳情第９号　南風原町におけるきょうだい同園の早期実現を求める陳情書についてを議題とします。まず本件に関し、総務民生常任委員長の報告を求めます。新垣善之総務民生常任委員長。

**○総務民生常任委員長　新垣善之君**　それでは陳情第９号　南風原町におけるきょうだい同園の早期実現を求める陳情書　審査の経過　本件は、９月５日に当委員会に付託されたものであります。当委員会では９月15日に委員会を開き、同日に採決を行いました。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、陳情の趣旨を妥当とみなし、挙手全員による採択であります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。これから陳情第９号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これで討論を終わります。これより陳情第９号　南風原町におけるきょうだい同園の早期実現を求める陳情書についてを採決します。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって、委員長の報告のとおり本件は採択することに決定しました。

**日程第18．陳情第２号　日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情書（閉会中の継続審査の申し出について）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第18．陳情第２号　日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情書についてを議題とします。経済教育常任委員長から委員会の審査についてお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

　お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

**日程第19．決議第６号　閉会中の議員派遣について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第19．決議第６号　閉会中の議員派遣についてを議題といたします。

　お諮りします。閉会中の議員派遣については、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって議員派遣については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　次に、議決事件の字句及び数字等の整理について、お諮りいたします。本定例会において議案及び意見書等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和５年第３回南風原町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午前10時54分）